

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の公布について

気水第 61 号

平成 23 年 5 月 31 日

1 条例施行規則の位置付け

本県では、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 35 号。以下「条例」という。）を制定し、全ての事業所に対し排水規制を行っており、排水の規制基準等を「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 9 年規則第 113 号。以下「条例施行規則」という。）で定めている。

2 改正の理由

○ 県では、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準について、条例施行規則において排水の許容限度を定めているが、同規則の一部を改正する規則^{※1}の附則で直ちに排水基準を達成することが困難な電気めっき業及び温泉を利用する事業所に対して、当分の間とする暫定基準を定めている。

※1 平成 14 年規則第 43 号（一部改正平成 16 年規則 65 号・19 年 86 号）

○ 同様に、国ではこれらの物質に係る排水基準について、水質汚濁防止法^{※2}に基づく排水基準を定める省令において排水基準を定めているが、同省令の附則^{※3}で直ちに排水基準を達成することが困難な業種に対して、期限付きで暫定排水基準を適用している。

国は、暫定排水基準が平成 22 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えるにあたり、平成 22 年 7 月 1 日以降の暫定措置について、暫定排水基準を廃止又は延長及び一部強化して延長とする省令改正を行った。

（省令附則改正 公布：平成 22 年 6 月 1 日 施行：平成 22 年 7 月 1 日）

※2 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

※3 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令 35 号）の附則（平成 13 年 6 月 13 日環令 21 号（一部改正平成 16 年 5 月 31 日環令 16 号・19 年 6 月 1 日環令 14 号））

については、国が、一部の業種について基準値を強化して暫定排水基準の適用を延長することとする省令の一部改正を行ったことに伴い、条例施行規則について所要の改正を行う。

3 改正の内容

暫定排水基準が適用されている業種からの排水実態、導入可能な処理技術等の観点から見直しを行った結果、現時点で技術的に排水基準を遵守することが困難な業種がみられることから、排水基準を定める省令に基づく暫定排水基準と同じ数値で暫定基準を設定することとし、県条例施行規則の附則で定める電気めっき業の「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」に係る暫定排水基準について、次のとおり改正する。

(単位：mg/L)

物質の種類	業種	附則で定める暫定基準		許容限度
		(改正前)	(改正後)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	500	400	100

4 施行日

平成 23 年 5 月 1 日から施行する。